

独占禁止法の一部改正に伴う契約約款の改正について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、札幌市と既に締結している物品及び役務（札幌市工事施行規程の適用対象となる物を除く。）に係る契約書の約款条項について、以下対照表のとおり読み替えることとしましたのでお知らせします。

なお、独占禁止法改正の詳細は、公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.html>）をご参照ください。

○対照表（約款条項について、読み替えに必要な部分のみ記載しています）。

現 行	改正後
<p>（談合行為に対する措置）</p> <p>第●条 受注（受託）者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注（委託）者に支払わなければならない。この契約による（物品の引渡し、賃貸借期間が満了した、契約期間が満了した、役務が完了した）後においても、同様とする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注（受託）者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、<u>第50条第1項に規定する課徴金納付命令</u>）<u>又は第66条第4項の審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）</u>。</p> <p><u>(2) 受注（受託）者が、公正取引委員会が受注（受託）者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(3) 受注（受託）者又は受注（受託）者の役員若しくは受注（受託）者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に規定するもののほか、受注（受託）者又は受注（受託）者の役員若しくは受注（受託）者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。</u></p> <p>2 前項に規定する場合においては、発注（委託）者は、契約を解除することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、発注者の受注（受託）者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。</p>	<p>（談合行為に対する措置）</p> <p>第●条 受注（受託）者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注（委託）者に支払わなければならない。この契約による（物品の引渡し、賃貸借期間が満了した、契約期間が満了した、役務が完了した）後においても、同様とする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注（受託）者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、<u>同法第62条第1項に規定する納付命令</u>）が確定したとき。</p> <p><u>(2) 受注（受託）者又は受注（受託）者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に規定するもののほか、受注（受託）者又は受注（受託）者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。</u></p> <p>2 前項に規定する場合においては、発注（委託）者は、契約を解除することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、発注者の受注（受託）者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。</p>